

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-59-1 性能要件 7-59-1-1 視認等による審査 (1) 7-58 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。(保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 41 条第 2 項第 1 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 1 号関係) (2) 自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、次に掲げるもの((3)に掲げる場合を除く。)のいずれかに該当するものは、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第 119 条第 2 項第 1 号関係) ① 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの ② 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの ③ 触媒等が取外されているもの ④ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの ⑤ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの(自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載又は記録のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。) (3) (2) ③から⑤までに該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表(平成 19 年 4 月 1 日以降に発行されたものにあっては、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。)の原本又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-58 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。 (4) (3) の場合において、排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式(原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を付さない型式。)、構造・装置及び原動機の変更部位等(6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車にあっては、構造・装置及び原動機等の変更部位等)をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち次に掲げる①から⑥まで以外の構造・装置等が同一であることをいう。 ① 試験時の総走行キロ数 ② 試験自動車重量 ③ 車台番号 ④ 車両総重量 ⑤ 等価慣性重量(次に掲げるいずれかの場合に限る。) ア 6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車の場合	8-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 8-59-1 性能要件(視認等による審査) (1) 7-58 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車については②及び③の規定は適用せず、大型特殊自動車についてはこの項の規定は適用しない。(保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 197 条第 2 項関係) ① 原動機の作動中、確実に機能するものであること。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものは、この基準に適合しないものとする。 ア 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの イ 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
イ 使用の過程にある自動車の一酸化炭素等発散防止装置の取外し又は交換に伴い排出ガス試験結果成績表の確認を行う場合 ⑥ 駆動車輪タイヤ空気圧 (5) 次に掲げる①から④までの全てに該当するものは、(3)の原本又はその写しの提示があった排出ガス試験結果成績表を当該検査申請車両のものと見なすものとする。 ① 試験自動車と同一の製作者等が指定を受けた型式指定自動車であるもの ② 構造・装置等（車名及び型式を除く。）が試験自動車と同一であるもの ③ 車名及び型式が試験自動車のものと異なるもの ④ 試験自動車と同日にその型式について指定を受けたもの又は試験自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式として指定を受けたもの 7-59-1-2 書面等による審査 (1) 7-58の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t 以下の自動車のうち普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）については⑤の規定は適用せず、二輪自動車及び側車付二輪自動車については①及び②の規定は適用せず、大型特殊自動車についてはこの項の規定は適用しない。 （保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 41 条第 2 項関係、細目告示第 119 条第 2 項関係） ① 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。 ただし、断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。（細目告示第 41 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 2 号関係） ア 指定自動車等又は公的試験機関として公益財団法人日本自動車輸送技術協会又は一般財団法人日本車両検査協会が実施した試験の結果を記載した書面により基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の（ア）及び（イ）に適合するもの （ア）排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること （イ）触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること イ 取付けが確実であり、損傷がないもの ② 当該装置の温度が異常温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 47「自動車の	② 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。 ただし、断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。 ア 指定自動車等又は公的試験機関として公益財団法人日本自動車輸送技術協会又は一般財団法人日本車両検査協会が実施した試験の結果を記載した書面により基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の（ア）及び（イ）に適合するもの （ア）排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること。 （イ）触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること。 イ 取付けが確実であり、損傷がないもの ③ 当該装置の温度が異常温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報する警報装置を備えたものであること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。 ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第41条第2項第3号関係、細目告示第119条第2項第3号関係) ア 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、損傷がないもの イ 公的試験機関が証明する書面により、基準に適合していることが明らかであるもの ③ 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 この場合において、自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)にあっては、細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合するものであること。 なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。(細目告示第41条第2項第4号関係、細目告示第119条第2項第4号関係) ア 電源投入時(蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時)に警報を発しないもの イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの(蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から5秒後に消灯しないもの) ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの ④ ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和8年10月31日以前に製作された自動車(令和6年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」のうち、Ⅲ.2.3.4.1.の規定は適用せず、Ⅲ.2.5.のOBD閾値を次のとおり読み替えて適用する。(適用関係告示第28条第1項第20号及び第188項関係) ア 総排気量が0.125リットルを超え、かつ、最高速度が130km/h未満の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、COについては2.170g/km、THCについては1.400g/km、NOxについては、0.350g/km イ 総排気量が0.125リットルを超え、かつ、最高速度が130km/h以上の二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、COについては2.170g/km、THCについては0.630g/km、NOxについては、	ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。 ア 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、損傷がないもの イ 公的試験機関が証明する書面により、基準に適合していることが明らかであるもの ④ 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。 ア 電源投入時(蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時)に警報を発しないもの イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの(蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から5秒後に消灯しないもの) ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
0.450g/km ⑤ 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行わないものであること。 なお、③の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。 (2) 軽油を燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるものは、(1) ①に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び(1) ②に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取扱うこととする。 ① 後処理装置を用いないもの ② 酸化触媒のみによる後処理装置を用いるもの ③ 触媒方式による連続再生式 DPF であって次のいずれかに該当するものを用いるもの ア フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御を行う構造であり、当該制御機能に支障が生じた場合に、(1) ③に規定する警報装置が作動するもの イ 強制的にフィルターを再生させる機能を用いなくともフィルターの溶損を起こす温度以上に至る量の粒子状物質が堆積しない構造のもの ④ 尿素選択還元型触媒システムを備えたもの [排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予] (3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（7-58-1 (3) の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。）並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ③及び④の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。 なお、この場合には、8-59-1 (1) ④の規定を準用する。（適用関係告示第 28 条第 82 項関係） (4) 7-58-1 (3) 及び (4) の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) の規定は適用しない。（適用関係告示第 28 条第 84 項関係） 7-59-2 欠番 7-59-3 欠番 7-59-4 適用関係の整理 (1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）及び軽自動車のうち次に掲げる自動車以外のものについては、7-59-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 28 条第 78 項及び第 79 項関係） ① 昭和 48 年 3 月 31 日以前に法第 75 条第 1 項若しくは道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和 47 年法律第 62 号）附則第 2 条第 5 項の規定によりその型式について指定を受け、又は施行規則第 62 条の 3 第 1 項によりその型式について認定を受けた自動車であって同年 12 月 1 日以降に製作されたもの ② 昭和 48 年 4 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項若しくは道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和 47 年法律第 62 号）附則第 2 条第 5 項の規定によりその型式について指定を受け、又は施行規則第 62 条の 3 第 1 項によりその型式について	(2) 軽油を燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるものは、(1) ②に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び(1) ③に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取扱うこととする。 ① 後処理装置を用いないもの ② 酸化触媒のみによる後処理装置を用いるもの ③ 触媒方式による連続再生式 DPF であって次のいずれかに該当するものを用いるもの ア フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御を行う構造であり、当該制御機能に支障が生じた場合に、(1) ④に規定する警報装置が作動するもの イ 強制的にフィルターを再生させる機能を用いなくともフィルターの溶損を起こす温度以上に至る量の粒子状物質が堆積しない構造のもの ④ 尿素選択還元型触媒システムを備えたもの 8-59-2 欠番 8-59-3 欠番 8-59-4 適用関係の整理 7-59-4 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
て認定を受けた自動車 ③ 適用関係告示第28条第4項又は第7項の基準に適合すると国土交通大臣が認定した型式の自動車 ④ 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車 ⑤ 車両総重量 3.5t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（①から④までに掲げるものを除く。）であって昭和50年12月1日（2サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供するものに限る。）及び輸入自動車にあつては、昭和51年4月1日）以降に製作されたもの ⑥ 車両総重量 3.5t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車以外の自動車であつて国土交通大臣が指定するもの（①から④までに掲げるものを除く。） ⑦ 昭和42年12月31日以前に最初に法第7条第1項の新規登録を受けた自動車 ⑧ 軽自動車（①から⑤までの自動車を除く。） (2) 次に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については、7-59-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。 ① 昭和50年3月31日以前に製作された自動車（昭和49年9月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）（適用関係告示第28条第1項第3号関係） ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、平成12年8月31日（輸入自動車にあつては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）（適用関係告示第28条第1項第4号関係） (3) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるものについては、7-59-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。 ① 平成14年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）及び軽自動車並びに車両総重量1.7t以下の普通自動車及び小型自動車（輸入自動車以外の自動車であつて、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）（適用関係告示第28条第1項第5号関係） ② 平成15年8月31日以前に製作された普通自動車及び小型自動車（輸入自動車以外の自動車であつて、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）並びに車両総重量1.7t以下の普通自動車及び小型自動車を除く。（適用関係告示第28条第1項第5号関係） ③ 平成15年8月31日以前に製作された軽自動車（輸入自動車以外の自動車であつて、平成14年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員の10人以下のものを除く。（適用関係告示第28条第1項第5号関係） (4) 軽油を燃料とする自動車であつて、次に掲げるものについては、7-59-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。 ① 平成16年8月31日以前に製作された車両総重量12t以下の普通自動車及び小型自動車。 ただし、輸入自動車以外の自動車であつて、平成14年10月1日〔普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量1.7t以下の自動車を除く。）にあつては平成15年10月1日〕以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第28条第1項第6号関係） ② 平成17年8月31日以前に製作された車両総重量12tを超える普通自動車及び小型自動車。 ただし、輸入自動車以外の自動車であつて、平成16年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第28条第1項第6号関係） (5) 平成18年9月30日以前に製作されたガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車の排出ガス非認証車のうち、車両総重量2.5t（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて、平成15年9月1日以降に製作されたものにあつては、3.5t）を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）については、7-59-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第28条第1項第10号関係） (6) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であつて専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの又は車両総重量3.5t以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）並びに軽自動車のうち、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて平成20年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、7-59-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第28条第114項関係） (7) 平成29年8月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であつて、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成28年9月30日以前に平成28年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、7-59-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第28条第1項表第15号関係） (8) 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて次に掲げるものについては、7-59-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第28条第168項関係） ① 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和3年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、令和2年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和2年9月30日以前に平成27年7月1日付け国土交	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） イ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの ウ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの ② 車両総重量が 7.5t を超える自動車（③の自動車を除く。）であって、次に掲げるもの ア 令和元年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 30 年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） イ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年 8 月 31 日以前のもの ウ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和元年 8 月 31 日以前のもの ③ 車両総重量 7.5t を超える第五輪荷重を有する牽引自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和元年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和元年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） イ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの ウ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの (9) ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、7-59-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 28 条第 187 項関係） 7-59-5 従前規定の適用① ガソリン又は液化石油ガス燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）及び軽自動車のうち次に掲げる自動車以外のものには、点火時期制御方式、触媒反応方式又は国土交通大臣が指定する方式の排出ガス減少装置であって国土交通大臣の定めるものを備えなければならない。 この場合において、⑦及び⑧の自動車は、国土交通大臣が指示することにより、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を減少させるように点火装置を調整しなければならない。（適用関係告示第 28 条第 78 項及び第 79 項） ① 昭和 48 年 3 月 31 日以前に法第 75 条第 1 項若しくは道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和 47 年法律第 62 号）附則第 2 条第 5 項の規定によりその型式について指定を受け、又は施行規則第 62 条の 3 第 1 項によりその型式について認定を受けた自動車であって同年 12 月 1 日以降に製作されたもの ② 昭和 48 年 4 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項若しくは道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和 47 年法律第 62 号）附則第 2 条第 5 項の規定によりその型式について指定を受け、又は施行規則第 62 条の 3 第 1 項によりその型式について認定を受けた自動車 ③ 適用関係告示第 28 条第 4 項又は第 7 項の基準に適合すると国土交通大臣が認定した型式の自動車 ④ 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車 ⑤ 車両総重量 3.5t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（①から④までに掲げるものを除く。）であって昭和 50 年 12 月 1 日（2 サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供するものに限る。）及び輸入自動車にあつては、昭和 51 年 4 月 1 日）以降に製作されたもの ⑥ 車両総重量 3.5t 未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車以外の自動車であって国土交通大臣が指定するもの（①から④までに掲げるものを除く。） ⑦ 昭和 42 年 12 月 31 日以前に最初に法第 7 条第 1 項の新規登録を受けた自動車 ⑧ 軽自動車（①から⑤までの自動車を除く。） 7-59-5-1 性能要件 7-59-5-1-1 視認等による審査 なし。 7-59-5-1-2 書面等による審査	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
なし。 7-59-6 従前規定の適用② ①及び②に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ① 昭和50年3月31日以前に製作された自動車（昭和49年9月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）（適用関係告示第28条第1項第3号関係） ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、平成12年8月31日（輸入自動車にあつては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）（適用関係告示第28条第1項第4号関係） 7-59-6-1 性能要件 7-59-6-1-1 視認等による審査 なし。 7-59-6-1-2 書面等による審査 なし。 7-59-7 従前規定の適用③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて①、②及び③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。 ① 平成14年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）及び軽自動車並びに車両総重量1.7t以下の普通自動車又は小型自動車（輸入自動車以外の自動車であつて、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）（適用関係告示第28条第1項第5号関係） ② 平成15年8月31日以前に製作された普通自動車及び小型自動車（輸入自動車以外の自動車であつて、平成13年10月1日以降の型式指定自動車並びに一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）並びに車両総重量1.7t以下の普通自動車及び小型自動車を除く。（適用関係告示第28条第1項第5号関係） ③ 平成15年8月31日以前に製作された軽自動車（輸入自動車以外の自動車であつて、平成14年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員の10人以下のものを除く。（適用関係告示第28条第1項第5号関係） 7-59-7-1 性能要件 7-59-7-1-1 視認等による審査 (1) 7-58の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。（保安基準第31条第3項関係、細目告示第41条第2項第1号関係、細目告示第119条第2項第1号関係） (2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する自動車（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される7-58の基準に適合することが明らかである自動車にあつては、①及び②に掲げるものに限る。）は、(1)の基準に適合しないものとする。（細目告示第119条第2項第1号関係） ① 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの ② 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの ③ 触媒等が取外されているもの ④ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの ⑤ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載又は記録のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。） 7-59-7-1-2 書面等による審査 7-58の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第31条第3項関係、細目告示第41条第2項関係、細目告示第119条第2項関係） ① 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。 ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあつては、この限りでない。 なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。（細目告示第41条第2項第2号関係、細目告示第119条第2項第2号関係） ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(ア)及び(イ)に適合するもの (ア) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

(イ) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること

イ 取付けが確実であり、損傷がないもの

- ② 当該装置の温度が異常温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。

ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。

なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第 41 条第 2 項第 3 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 3 号関係)

ア 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、損傷がないもの

イ 公的試験機関が証明する書面により、基準に適合していることが明らかであるもの

7-59-8 従前規定の適用④

- ①及び②に掲げる軽油を燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

- ① 平成 16 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t 以下の普通自動車及び小型自動車。

ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日（普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供する自動車並びに車両総重量 1.7t 以下の自動車を除く。）にあっては平成 15 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)

- ② 平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された車両総重量 12t を超える普通自動車及び小型自動車。

ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 16 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 6 号関係)

7-59-8-1 性能要件**7-59-8-1-1 視認等による審査**

- (1) 7-58 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。

- (2) 次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される 7-58 の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①及び②に掲げるものに限る。）は、(1) の基準に適合しないものとする。

- ① 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの

- ② 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの

- ③ 触媒等が取外されているもの

- ④ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

- ⑤ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載又は記録のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。）

- (3) 次に掲げる要件のいずれかに該当する自動車は、7-59-1-2 (1) ①に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び 7-59-1-2 (1) ②に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取扱うこととする。

- ① 後処理装置を用いないもの

- ② 酸化触媒のみによる後処理装置を用いるもの

- ③ 触媒方式による連続再生式 DPF にあって次のいずれかに該当するものを用いるもの

ア フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御を行う構造であり、当該制御機能に支障が生じた場合に、7-59-1-2 (1) ③に規定する警報装置が作動するもの

イ 強制的にフィルターを再生させる機能を用いなくともフィルターの溶損を起こす温度以上に至る量の粒子状物質が堆積しない構造のもの

7-59-9 従前規定の適用⑤

平成 18 年 9 月 30 日以前に製作されたガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車の排出ガス非認証車のうち、車両総重量 2.5t（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって、平成 15 年 9 月 1 日以降に製作されたものにあっては、3.5t）を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 10 号関係)

7-59-9-1 性能要件**7-59-9-1-1 視認等による審査**

なし。

7-59-9-1-2 書面等による審査

なし。

7-59-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの又は車両総重量 3.5t 以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）並びに軽自動車のうち、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 114 項関係） 7-59-10-1 性能要件 7-59-10-1-1 視認等による審査 7-59-1-1 に同じ。 7-59-10-1-2 書面等による審査 (1) 7-58 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車にあつては、この限りでない。 ① 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。 ただし、断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあつては、この限りでない。 なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。 ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の（ア）及び（イ）に適合するもの （ア）排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること （イ）触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること イ 取付けが確実であり、損傷がないもの ② 当該装置の温度が異常温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。 ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあつては、この限りでない。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。 ア 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、損傷がないもの イ 公的試験機関が証明する書面により、基準に適合していることが明らかであるもの ③ 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、平成 18 年 11 月 1 日付け国土交通省告示第 1268 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えればよい。 なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。 ア 電源投入時（蓄電池を備えない自動車にあつては、原動機始動時）に警報を発しないもの イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない自動車にあつては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から 5 秒後に消灯しないもの） ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの (2) 軽油を燃料とする自動車であつて、次に掲げるものは、(1) ①に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び(1) ②に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取扱うこととする。 ① 後処理装置を用いないもの ② 酸化触媒のみによる後処理装置を用いるもの ③ 触媒方式による連続再生式 DPF であつて次のいずれかに該当するものを用いるもの ア フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御を行う構造であり、当該制御機能に支障が生じた場合に、(1) ③に規定する警報装置が作動するもの イ 強制的にフィルターを再生させる機能を用いなくともフィルターの溶損を起こす温度以上に至る量の粒子状物質が堆積しない構造のもの ④ 尿素選択還元型触媒システムを備えたもの [排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予] (3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（7-58-1 (3) の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。）並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

なお、この場合には、8-59-1 (1) ④の規定を準用する。

- (4) 7-58-1 (3) 及び (4) の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) の規定は適用しない。

7-59-11 従前規定の適用⑦

平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 1 項表第 15 号関係）

7-59-11-1 性能要件**7-59-11-1-1 視認等による審査**

7-59-1-1 に同じ。

7-59-11-1-2 書面等による審査

なし

7-59-12 従前規定の適用⑧

軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 168 項関係）

- ① 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の自動車であって、次に掲げるもの

ア 令和 3 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和 2 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和 2 年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

イ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの

ウ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの

- ② 車両総重量が 7.5t を超える自動車（③の自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

ア 令和元年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 30 年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

イ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年 8 月 31 日以前のもの

ウ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和元年 8 月 31 日以前のもの

- ③ 車両総重量 7.5t を超える第五輪荷重を有する牽引自動車であって、次に掲げるもの

ア 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和元年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和元年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

イ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの

ウ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの

7-59-12-1 性能要件**7-59-12-1-1 視認等による審査**

7-59-1-1 に同じ。

7-59-12-1-2 書面等による審査

- (1) 7-58 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。

なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

ア 電源投入時に警報を発しないもの

イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの

ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの

(2) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは(1)の「当該装置及び他の装置の機能を損なわないもの」に該当するものとして取扱うこととする。

① 後処理装置を用いないもの

② 酸化触媒のみによる後処理装置を用いるもの

③ 触媒方式による連続再生式DPFであって次のいずれかに該当するものを用いるもの

ア フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御を行う構造であり、当該制御機能に支障が生じた場合に、(1)①に規定する警報装置が作動するもの

イ 強制的にフィルターを再生させる機能を用いなくともフィルターの溶損を起こす温度以上に至る量の粒子状物質が堆積しない構造のもの

④ 尿素選択還元型触媒システムを備えたもの

[排出ガス非認証車等のOBD適用猶予]

(3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車(7-58-1(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)①の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。

なお、この場合には、8-59-1(1)④の規定を準用する。

(4) 7-58-1(3)及び(4)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。

7-59-13 従前規定の適用⑨

ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第28条第187項関係)

7-59-13-1 性能要件

7-59-13-1-1 視認等による審査

(1) 7-58の規定に適合させるために二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。

(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、次に掲げるもの((3)に掲げる場合を除く。)のいずれかに該当するものは、(1)の基準に適合しないものとする。

① 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの

② 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの

③ 触媒等が取外されているもの

④ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

(3) (2)③及び④に該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表(平成19年4月1日以降に発行されたもの)にあつては、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。)の原本又はその写しの提示があつた場合であつて、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される7-58の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1)の基準に適合するものとする。

(4) (3)の場合において、排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式(原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を付さない型式。)、構造・装置及び原動機の変更部位等(6モード法、13モード法、JE05モード法又はWHTCモード法による試験に係る自動車にあつては、構造・装置及び原動機等の変更部位等)をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち次に掲げる①から⑥まで以外の構造・装置等が同一であることをいう。

① 試験時の総走行キロ数

② 試験自動車重量

③ 車台番号

④ 車両総重量

⑤ 等価慣性重量(使用の過程にある自動車の一酸化炭素等発散防止装置の取外し又は交換に伴い排出ガス試験結果成績表の確認を行う場合に限る。)

⑥ 駆動車輪タイヤ空気圧

(5) 次に掲げる①から④までの全てに該当するものは、(3)の原本又はその写しの提示があつた排出ガス試験結果成績表を当

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

該検査申請車両のものと見なすものとする。

- ① 試験自動車と同一の製作者等が指定を受けた型式指定自動車であるもの
- ② 構造・装置等（車名及び型式を除く。）が試験自動車と同一であるもの
- ③ 車名及び型式が試験自動車のものと異なるもの
- ④ 試験自動車と同日にその型式について指定を受けたもの又は試験自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式として指定を受けたもの

7-59-13-1-2 書面等による審査

- (1) 7-58の規定に適合させるために二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。
この場合において、令和元年10月3日付け国土交通省告示第589号による改正前の細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合するものであること。
なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。
ア 電源投入時（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時）に警報を発しないもの
イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から5秒後に消灯しないもの）
ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの
- ② 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行なわないものであること。

なお、①の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。

[排出ガス非認証車等のOBD適用猶予]

- (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ①及び②の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。

なお、この場合には、8-59-1 (1) ④の規定を準用する。

7-59-13-2 欠番

7-59-13-3 欠番